

令和7年度 一般会計 歳出 10款 1項 2目 11節(3) 広告料

受付番号	連絡先	委託担当	業務課	ふりがな ほんだ ゆかり 担当者名 本田 由香里 671-3815
設 計 書				
1 委託件名	プラスチックごみの分別周知に関するYoutube広告配信			
2 履行場所	業務課			
3 履行期間(期限)	令和8年3月13日まで			
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約			
5 その他特約事項			
6 現場説明	<input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所) <input checked="" type="checkbox"/> 不 要			
7 委託概要	別紙仕様書のとおり			

8 部 分 扱

□ す る (回以内)

しない

部分払いの基準

委託代金額
(概算金額) ￥

內訣業務価格 (概算金額)

消費税及び地方
消費税相当額
(概算金額)

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	单 位	单 価	金 额 (円)	摘 要
【YouTube広告】360万回視聴						
・ 初期費用		1	式			
・ 広告費		1	式			
・ 運用管理費		1	式			
計						
消費税等相当額						10%
業務委託料						

横浜市資源循環局

仕様書

1 件名

プラスチックごみの分別周知に関するYoutube広告配信

2 委託目的

プラスチックごみの分別について、Youtube広告を配信し、市民の認知度向上を図る。

特に、ごみの分別を正しく理解していない市民や、毎年約14万人いる市内転入者に向けて分別方法を周知する。

3 委託業務内容

(1) Youtube広告配信

プラスチックごみの分別を周知するため、以下のとおり広告を配信する。

ア 配信期間

契約締結日から令和8年2月28日までのうち、委託者と協議の上決定する。

①12月15日から令和8年1月12日までの期間は毎日表示されるよう運用すること

②契約決定日から令和8年2月28日までの間、定期的に配信されるように調整すること

イ 使用する媒体と目標視聴数(クリック数)

配信媒体	出稿詳細、形式	配信コンテンツ	目標視聴数 (クリック数)	目標数
Youtube	TrueView インストリーム広告 (スキップ可)	動画／ 15秒・30秒	完全視聴 クリック	3,600,000

ウ 配信対象

- ・ エリア:横浜市全域
 - ・ 年代:20代～60代の男女を想定
 - ・ 強化したい属性:ごみの分別を正しく理解していない市民や、毎年約14万いる市内転入者
- ※ 最終的な配信対象エリアおよび年代等のターゲティング設定については契約決定後に委託者と打ち合わせを行い、媒体の特性やターゲットのボリューム等を鑑み、協議の上決定すること。

エ 広告配信用のアカウント

広告配信に必要なアカウントは受託者が用意して広告配信すること。

また、当委託業務が終了したのちは速やかに削除すること。

オ クリック先 URL

広告配信の際、以下サイトをクリック先に設定すること。

○ 1分でわかる分別講座！～これであなたも「プラスチック資源」の出し方マスター～

<https://www.youtube.com/watch?v=PGnzO0l8Pyg>

力 広告用の動画

委託者から 15 秒・30秒動画を数種類提供する。

(2) 戦略的な広告展開の実施

- ア 履行期間中は業務実施によって収集したデータを定期的に分析し、次の週に向けたより効果的・効率的な広告配信となるよう、設定変更や運用見直しを、委託者と協議の上実施すること。
- イ 広告用の動画は数種類あるため、最初の週でテスト出稿し、反応の良かったものに集約していくなど、動画の使い分けを委託者と協議の上実施すること。
- ウ 関心層にばかり予算が偏らぬよう、3(1)ウの強化層とその他市民用で広告予算を半額ずつ分けて運用すること。

(3) 広告配信結果に関する報告書の作成

広告配信の成果及び今後の広告提案を示す報告書を作成し、報告すること。

報告書には、今回の結果を踏まえ、より効果的な広告成果をするためのターゲティングや出稿時期等新たな提案を含めること。内容については次のア～ウの他、委託者と別途協議を行うものとする。

- ア 広告配信期間・設定したターゲティング
- イ 表示回数、クリック数(視聴数)・動向分析
- ウ コメント、助言、提案

4 履行期限

令和8年3月13日まで(報告書提出期限)

5 成果品

報告書※データ提出可

6 特記事項

- (1) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表してはならない。
- (3) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ横浜市の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施のために創作した著作物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、写真・イラスト等を含め、全て横浜市に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、横浜市が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても横浜市は責任を負わないものとする。